第 6548 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2020年)令和2年 10月 23日 金曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所 ／ 顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：https://www.zeirishi-miwa.co.jp

消費税の総額表示

Ｑ：消費税の総額表示が義務付けになるそうですが、いつからですか？

Ａ：令和３年４月１日からです。

【解説】

消費税の総額表示は、消費税転嫁対策特別措置法（平成25年10月1日施行）第10条において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の貼り替え等の事務負担に配慮する観点から、総額表示義務の特例として、平成25年10月１日から令和３年３月31日までの間、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じていれば税込価格を表示することを要しないとされています。

「総額表示」とは、消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者が、値札やチラシなどにおいて、あらかじめその取引価格を表示する際に、消費税額（地方消費税額を含む）を含めた価格を表示することをいいます。

対象となる取引は、消費者に対して、商品の販売、役務の提供などを行う場合、いわゆる小売段階の価格表示をするときで、事業者間での取引は総額表示義務の対象とはなりません。

したがって、改正がない限り、令和３年４月１日からは総額表示をしなければなりません。

【三輪厚二税理士事務所（大阪市中央区）】